

草津市立クリーンセンター更新整備工事

入札説明書（案）

平成 2 6 年 7 月

草 津 市

この「草津市立クリーンセンター更新整備工事 入札説明書（以下、「入札説明書」という。）」は、本工事を実施する工事業者選定のための総合評価一般競争入札に適用されるものであり、本工事に係る入札の公告に基づく工事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項によるものとする。

本工事に係る入札への参加を希望するものは、募集要項に記載された工事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本工事の目的に合った条件で、入札参加にかかる資料の作成等を行うものとする。

目次

I. 用語の定義	1
II. 工事内容等	2
1. 工事名	2
2. 対象となる公共施設等の種類	2
3. 公共施設等の管理者等	2
4. 工事の目的	2
5. 施設の基本方針	2
6. 事業方式	3
7. 関係法令等の遵守	3
8. 工事スケジュール（予定）	3
9. 工事業者が実施する設計・施工業務の範囲	3
10. 本市による工事の実施状況の監理	3
11. 地元雇用や地元企業の活用	4
III. 入札手続等	5
1. 契約締結までのスケジュール（予定）	5
2. 募集要項の公表等に関する事項	5
3. 入札参加資格に関する事項	7
4. 入札参加資格要件	9
5. 入札手続きに関する事項	11
6. 入札の辞退	14
7. 技術提案に係るヒアリングの実施	14
8. 落札者の決定方法に関する事項	14
9. 契約締結に関する事項	15
10. その他の留意事項	16
IV. 対価の支払いに関する事項	18
1. 設計・施工業務に対する対価	18

I. 用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 処理対象物 : 本市で発生する一般廃棄物のうち、熱回収施設においては、焼却ごみ、粗大ごみと破碎ごみの破碎選別後の可燃物、資源ごみ選別後の可燃物をいう。リサイクル施設においては、粗大ごみ、破碎ごみ、びん類、空き缶類、陶器・ガラス類、乾電池・蛍光管、古紙類をいう。
- 落札候補者 : 入札参加者のうち、落札候補者選定基準に基づき、技術審査会が選定をした者をいう。
- 落札者 : 入札参加者のうち、技術審査会の選定結果を踏まえ、本工事を実施する者として、本市が決定をした者をいう。
- 工事業者 : 本施設の設計・施工業務に係わる落札者をいう。
- 本施設 : 本工事において整備を予定している草津市立クリーンセンター更新施設の建築物、敷地、プラント等の全てをいう。
- 設計・施工業務 : 本施設の設計・施工に係る業務をいう。
- 工事契約 : 建設工事請負契約をいう。
- 建設工事請負契約 : 本市と工事業者との間で締結される契約をいう。
- 入札参加者 : 入札に参加しようとする者および入札に参加している者をいう。
- プラント : 本施設のうち、処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
- 建築物 : 本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。
- 技術審査会 : 本工事の落札候補者の選定等に関する審議等を目的に本市が設置する学識経験者で構成された「草津市立クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会」をいう。
- 募集要項 : 本工事の入札公告に際して配布や公表を行なう入札説明書、発注仕様書、落札候補者選定基準書等の全ての資料をいう。
- 発注仕様書 : 別途公表する「草津市立クリーンセンター更新整備工事発注仕様書」をいう。
- 落札候補者選定基準書 : 別途公表する「草津市立クリーンセンター更新整備工事落札候補者選定基準書」をいう。
- 資格審査申請書類 : 入札参加者が本工事の応募に際し、本市に提出する書類であり、入札参加資格審査申請書、実績等の書類をいう。
- 技術提案書 : 入札参加者が本工事の応募に際し、本市に提出する技術提案書であり、様式集の第3-4号様式から第3-30号様式（添付書類を含む。）のこという。
- 技術提案書類 : 入札参加者が本工事の応募に際し、本市に提出する技術提案にかかる全ての書類をいう。
- 入札書 : 入札参加者が本工事の応募に際し、本市に提出する提案書類の一つであり、入札書をいう。
- 非価格要素評価点 : 技術審査会で非価格要素審査結果を点数化したものをいう。

II. 工事内容等

1. 工事名

草津市立クリーンセンター更新整備工事

2. 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設
建設地	草津市馬場町 1200 番地 25
施設概要	熱回収施設においては、処理対象物を受け入れ、処理を行い、処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設。リサイクル施設においては、処理対象物を受け入れ、処理を行い、再生利用に資する施設であるとともに、啓発・環境学習拠点とする施設。
施設規模等	熱回収施設 127 t/24h (63.5t/24h×2 炉) リサイクル施設 13.6t/日
処理方式	熱回収施設 全連続燃焼式ストーカ方式

3. 公共施設等の管理者等

草津市長 橋川 渉

4. 工事の目的

本市では、平成 22 年度に策定した「草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の減量化・資源化を推進し、二酸化炭素排出量の削減など、環境負荷の低減に努めており、今回の施設整備にあたっては、熱エネルギーの回収など効率的な処理事業に取り組むことで、循環型社会に寄与する施設を目指す。

また、最新のごみ処理技術による設備を導入し、安全かつ安定した施設整備に加え、発電などの余熱の有効利用を図るエネルギー回収施設として整備を進めることを目的とする。

5. 施設の基本方針

本施設の整備については、以下に示す基本方針を基に進めることとする。

・安全で安定した施設

施設での処理が安全に行われ、市民および施設職員が安心できる施設を整備し、維持管理が容易で耐久性に優れた設備を導入し安定した施設を目指す。

・経済性・効率性を考慮した施設

建設費および維持管理費などの運営費を含めたごみ処理コストの低減化や、効率的な資源化、およびエネルギーの有効利用を図る施設を目指す。

・環境に配慮した施設

環境汚染物質の発生を抑制し、環境負荷の低減を図り、余熱エネルギーの有効利用により循環型社会へ貢献できる施設を目指す。

6. 事業方式

本施設は、公設公営方式とする。

工事業者が行なう範囲は、本施設の設計・施工業務を行う。

工事期間は、次のとおりとする。

- ・設計・施工期間：契約締結日から平成30年3月15日まで

※本施設は、平成30年3月中に本市に引渡しを行う。

7. 関係法令等の遵守

工事業者は、本工事を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守する。

8. 工事スケジュール（予定）

本工事に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 議会議決 | 平成27年3月 |
| (2) 工事契約の締結 | 平成27年3月 |
| (3) 設計・施工業務着手 | 契約日 |
| (4) 本施設の引渡し | 平成30年3月 |

9. 工事業者が実施する設計・施工業務の範囲

設計・施工業務は以下のとおりとする。

(1) 設計業務

本施設のプラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事の設計を行う。民間事業者は、自らの判断により必要に応じて地質調査等の追加調査を行う。

(2) 施工業務

本施設のプラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事を行う。また、試運転及び引渡性能試験を行い、本施設を本市に引き渡す。

10. 本市による工事の実施状況の監理

本市は、発注仕様書、技術提案書類等に基づいた工事の実施状況等について、監理を行う。

また、本市へ提出する調査分析結果及び各種報告書作成は、工事業者自らの費用で行うが、本市が直接実施する調査等については、本市の負担とする。

本市は、主に以下の内容について監理を行い、必要に応じて修正や作業の指示を行う。工事業者は、合理的な理由がない限り、その指示に従うこと。

(1) 設計・施工業務に係る各種図書の確認

- (2) 施工の進捗に併せた状況確認
- (3) 引渡性能試験の立会い

11. 地元雇用や地元企業の活用

本工事の実施にあたって、工事業者は地元雇用や地元企業からの工事や材料の調達、納品等を可能な限り優先し、地元住民への配慮や地元企業の育成に努めること。

III. 入札手続等

1. 契約締結までのスケジュール（予定）

本工事は、入札参加者が募集要項に規定する工事に参加するに足る資格を有しており、かつ入札参加者の提案内容が、技術的観点から発注仕様書に提示する性能等を満足することが見込める内容であることを前提として落札候補者を選定する。なお、落札候補者の選定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札により行う。

工事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

- | | |
|--------------------------------------|----------------------|
| (1) 入札公告 | 平成 26 年 7 月 ● 日 (●) |
| (2) 募集要項の公表 | 平成 26 年 7 月 ● 日 (●) |
| (3) 募集要項に対する質問の提出期限(第 1 回) | 平成 26 年 7 月 ● 日 (●) |
| (4) 募集要項に対する質問への回答(第 1 回) | 平成 26 年 7 月 ● 日 (●) |
| (5) 入札参加資格審査申請書の提出期限 | 平成 26 年 7 月 ● 日 (●) |
| (6) 入札参加資格審査結果の通知 | 平成 26 年 8 月 ● 日 (●) |
| (7) 募集要項に対する質問の提出期限(第 2 回) | 平成 26 年 8 月 ● 日 (●) |
| (8) 対面的対話の実施 ※1 | 平成 26 年 9 月中旬予定 |
| (9) 技術提案書類・入札書等の提出期限 | 平成 26 年 10 月 ● 日 (●) |
| (10) 事前審査の実施 | 平成 26 年 10 月 |
| (11) 非価格要素審査及び価格審査
(技術提案に係るヒアリング) | 平成 26 年 12 月予定 |
| (12) 総合評価の実施（開札含む） | 平成 26 年 12 月 ● 日 (●) |
| (13) 落札候補者の選定 | 平成 27 年 1 月 |

※1 対面的対話は、公平性、透明性に配慮して行うものであり、本工事の内容についての認識や考え方の違いを、対面方式により対話を行うことで、本市と入札参加者との間で共通認識として持つことを目的とする。

2. 募集要項の公表等に関する事項

(1) 募集要項の公表

本市は、募集要項を次のとおり公表する。

ア 公表日

平成 26 年 7 月 ● 日 (●)

イ 公表場所

本市ホームページにて公表する。ホームページアドレスは次のとおりである。
(ファイルはダウンロード可能。)

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

トップ > ●●● > ●●● > ●●●

(2) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり実施する。

ア 実施日

平成 26 年 7 月●日 (●) ～平成 26 年 7 月●日 (●)

イ 実施場所

草津市馬場町 1200 番地 25 (現草津市立クリーンセンター隣接地)

ウ 現地説明会への参加方法

現地説明会の参加希望者は、「現地説明会参加申込書」(第 1-3 号様式)に必要事項を記入のうえ、平成 26 年 7 月●日 (●) 17 時までに電子メールにより下記に提出すること。

なお、電話、ファックス、口頭による申込みは受け付けない。本市は、電子メールにより、参加申込書の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

エ 提出先

【草津市 環境経済部 廃棄物処理施設建設室】

住 所：〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 1 3 - 3 0

電 話：(077)-561-6517

電子メール：haiki@city.kusatsu.lg.jp

(3) 募集要項に係る質問 (第 1 回質問) の受付

募集要項の内容等に係る質問 (第 1 回) を次のとおり受け付ける。

ア 受付期限

平成 26 年 7 月●日 (●) 17 時 00 分まで

イ 質問の方法

「募集要項に係る質問書 (第 1 回質問) (第 1-1 号様式)」に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電話、ファックス、口頭による申込みは受け付けない。本市は、電子メールにより、質問提出の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

ウ 提出先

2.(2).エに同じ

エ その他

入札に参加する予定のないものは質問を遠慮すること。

(4) 募集要項に係る質問 (第 1 回質問) に対する回答の公表

本市は、募集要項の内容等に係る質問 (第 1 回質問) に対する回答書を本市ホームページにて公表する。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

ア 公表日

平成 26 年 7 月●日 (●)

イ 公表場所

本市ホームページにて公表する。ホームページアドレスは次のとおりである。
(ファイルはダウンロード可能。)

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

トップ>●●●>●●●>●●●

(5) その他

本市が提示する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

3. 入札参加資格に関する事項

(1) 資格審査申請書類の提出

入札参加者は、募集要項の記載に従い、資格審査申請書類を提出すること。

ア 提出期限

平成 26 年 7 月●日 (●) 17 時 15 分まで

《持参の場合は、上記期限内の執務時間中とする。》

イ 提出先

2.(2).エに同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

エ 提出書類

提出物	部数と提出方法
入札参加資格審査申請書 (第 2-1 号様式)	左記の提出物をファイルに綴じ、正 1 部、副 (写) ●部を提出する。
入札参加者の施工実績 (第 2-2 号様式)	
入札参加者の配置予定監理技術者 (第 2-3 号様式)	
入札参加資格を満たしていることの誓約書 (第 2-4 号様式)	
委任状 (第 2-5 号様式)	
印鑑届 (第 2-6 号様式) ※必要に応じ	
入札参加資格要件を証明する書類の写し (第 2-7 号様式) ※添付資料を含む	
入札参加資格審査結果通知返信用封筒	1 通 角形 2 号 (240mm×332mm) の封筒に、 返信先を記載し、●●円切手を貼り 付けたもの。

(2) 入札参加資格審査結果の通知

本市は、資格審査申請書類を提出した入札参加者に対し、入札参加資格審査結果を通知する。

ア 通知日

平成 26 年 8 月 ● 日 (●)

イ 通知方法

本市より確認結果を郵送する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本市に対してその理由の説明を求めることができる。

説明を求める場合は、その旨を記載した書面を以下に提出すること。説明を求めた者に対する回答は書面により行う。

ア 提出期限

平成 26 年 8 月 ● 日 (●) 17 時 15 分まで

《持参の場合は、上記期限内の執務時間中とする。》

イ 提出先

2.(2).エに同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

郵送の場合は、書留郵便で送ること。

エ 提出書類

正 1 部 (様式は自由とする。)

オ 回答日

平成 ● 年 ● 月 ● 日 (●)

カ 通知方法

本市より回答を郵送する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査を通過した後、資格審査申請書類の受付期間の最終日から落札者の決定の日までの間に、入札参加者が入札参加資格要件を喪失したときは、入札参加資格を取り消し、本市より書面にて通知する。

(5) 対面的対話の実施

入札参加資格審査に合格した入札参加者を対象として、本市が公表した募集要項に基づき、対面的対話を行う。

対面的対話は、本工事に係る事項について、本市、入札参加者との間での意見交換を行い、相互に本工事に係る認識を共有することを目的とする。

入札参加者が、「対面的対話での確認を希望する募集要項に対する質問」(第 2 回質問)(第 1-2 号様式)に記載して提出し、それらをもとに技術提案書類提出前

に対話を行うことにより、発注仕様書の趣旨の徹底、募集要項の記載内容（技術面に限らない工事条件全般）の確認を行い、解釈の相違などを排除することにより、入札参加者の技術提案書類の全体的な精度の向上を目指すものである。

対面的対話は、入札参加者ごとに行う。

ア 日時及び場所

対面的対話の実施日及び場所の詳細については、入札参加者に対し、後日通知する。（実施日は平成 26 年 9 月中旬を予定）

イ 対面的対話への参加方法

「対面的対話 申込書」（第 2-9 号様式）に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。

なお、電話、ファックス、口頭による申込みは受け付けない。本市は、電子メールにより、申請書の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

ウ 事前資料の提出

入札参加者は、「対面的対話での確認を希望する募集要項に対する質問」（第 1-2 号様式）に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電話、ファックス、口頭による申込みは受け付けない。本市は、電子メールにより、申請書の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

エ 対面的対話申込書及び事前資料の提出期限

平成 26 年 9 月●日（●） 17 時 00 分まで

オ 対面的対話申込書及び事前資料の提出場所

2.(2).エに同じ

カ 実施方法

① 対面的対話は、本市主催で実施する。なお、技術審査会の委員がオブザーバーとして同席する場合がある。

② 事前提出を受けた「対面的対話での確認を希望する募集要項に対する質問」（第 1-2 号様式）などに基づき意見交換を行う。

4. 入札参加資格要件

入札参加者は、本工事を実施するために必要な能力と資本力を備えた企業とし、入札参加資格審査申請書の提出期限の日において、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 入札参加者の要件

ア 入札参加者は、下記(2)に定める単独企業または下記(3)特定建設共同企業体(以下「共同企業体という。）」とする。

イ 入札参加者は、本工事の実施に際して、設計・施工業務の主たる業務を委託することはできない。

(2) 単独企業の入札参加資格にかかる事項

入札参加者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 公告日から落札者の決定までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 14 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づく、草津市が行なう指名停止の措置期間中でないこと。
- ④ 次に掲げる者との間に資本または人事面において関連がないこと。
大阪府大阪市淀川区野中北一丁目 1 2 番 3 9 号
株式会社 エイト日本技術開発
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において関連がないこと。
- ⑥ 上記④及び⑤に掲げた資本若しくは人事面で関連がある場合とは、次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう）と子会社（会社法第 2 条 3 号の規定による子親会社をいう）の関係にある場合。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- ⑦ 次のいずれかに該当する暴力団等でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等（競争入札に参加する法人の代表者もしくは役員またはこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ 競争入札に参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- ⑧ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画を策定していること。（ただし、従業員数が 101 人以上の場合に限る。）
- ⑨ 同一入札参加者が、複数の提案を行うことは認めない。また他の共同企業体

の構成員として参加できない。

- ⑩ 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成 13 年草津市告示第 189 号）に基づき、平成 26 年度において、草津市の入札参加登録部門の「清掃施設工事部門」に登録されている者であり、且つ建設業法上の清掃施設に係る特定建設業の許可を有し、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の清掃施設の総合評定値（P）が 1,000 点以上であること。
- ⑪ 建設業法上の建築一式工事の特定建設業の許可を有すること。
- ⑫ 地方自治体が発注する一般廃棄物処理施設（全連続燃焼式ストーカ方式で、循環型社会形成推進交付金の対象となる高効率ごみ発電施設としての実績に限る。）の元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）での受注実績があること。
- ⑬ 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができない。
 - イ 主任技術者は、清掃施設工事の監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。
 - ウ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者との直接かつ恒常的な（入札参加資格審査申請書提出日において 3 か月以上）雇用関係があること。

(3) 共同企業体の入札参加資格に関する事項

- ① 共同企業体の構成員は 3 者以内とすること。
- ② 全ての構成員が上記(2)の①から⑨に記載してある事項の要件を満たしていること。
- ③ 代表構成員が上記(2)の⑩から⑬に記載してある事項の要件を満たしていること。
- ④ 代表構成員の出資比率が 50%以上であること。
- ⑤ 経営の形態は、共同施工方式とすること。
- ⑥ 共同企業体結成協定書が締結されていること。なお、出資比率が明記されていること。

5. 入札手続きに関する事項

(1) 技術提案書類・入札書の提出

入札参加者は、次により本工事に関する技術提案書類・入札書等を提出すること。

ア 提出期限

平成 26 年●月●日（●） 17 時 15 分まで
《上記期限内の執務時間中とする。》

イ 提出場所

【草津市 総務部 契約検査課（市役所 7 階）】
住 所：〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 1 3 - 3 0

ウ 提出方法

持参すること。その他の方法は認めない。

エ 提出書類

提出書類及び提出部数は、次のとおりとする。

提出物		部数と提出方法
性能に関する誓約書(第 3-2 号様式)		1 部提出する。
入札書 (第 3-3-1 号様式)		入札書は、封筒（長形 3 号 120mm×235mm）に入れ代表者印で封緘（押印すること）し、工事名称と入札参加者の企業名を記入すること。 部数は、1 部とする。
委任状（第 3-3-2 号様式） （必要に応じ） ※入札書の開札に、代表者の代理として参加する者に限る。		1 部提出する。
技術提案書類	①技術提案書（第 3-4 号様式～第 3-30 号様式） ※各様式(添付)を含む。	①技術提案書、②施設設計図書、③その他資料は、一纏めにしてファイルに綴じ、正本 1 部、副本●部を提出する。 ①技術提案書、②施設設計図書、③その他資料に関する電子データを保存した電子媒体 2 部を提出する。 電子データのファイル形式は、本市より様式として示しているものは Microsoft Word 及び Microsoft Excel として提出すること。それ以外のファイル形式のものは受け付けない。
	②施設設計図書（第 4-1 号様式～第 4-6 号様式を含む） ※各種資料を含む。	
	③その他資料 ※概要版を含む。 添付資料は必要に応じ。	
	④上記、①～③の電子データ	

オ 入札金額記載要領

「入札書」(第 3-3-1 号様式)には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

カ 技術提案書類記載要領

技術提案書類は、提示した様式を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4 判」縦置き横書き左綴じとする。また、技術提案書類の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いること。ただし、図表に用

いる文字はその限りではない。

技術提案書類の副本の表紙及び内容には、会社名やロゴマークは使用しないこととし、入札参加資格審査結果の通知に記載されている番号・記号等を記入すること。

(2) 予定価格

本工事の予定価格(消費税および地方消費税を含まない。)は次のとおりである。入札価格が予定価格を超えた場合は失格とする。

予定価格： 円(税抜き)

(3) 技術提案書類・入札書の取り扱いに関する事項

入札参加者が持参した入札書は、以下の方法により入札したものとする。

ア 入札書の投函

入札参加者は、入札書を持参したときは、本市職員立ち会いのもと、入札参加者自ら所定の入札箱に投函する。

なお、いずれの場合も入札書を入れた封筒は開封せずに投函するものとする。

イ 性能に関する誓約書、委任状及び技術提案書類の受領

性能に関する誓約書、委任状及び技術提案書類を持参したときは、本市職員が受領する。

ウ 入札書の保管

入札書は開札の日までは開札せず、入札箱ごと厳封し、本市において保管する。

エ 代理人

入札参加者は、当該入札に係る代理人を定めたときは、委任状(第3-3-2号様式)を提出しなければならない。

代理人は、当該入札の他の入札参加者の代理人となることはできない。

オ その他の注意事項

- ① 提出された書類は、返却しない。
- ② 提出後の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。
- ③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、入札参加資格を有するとの認定を取り消す。また、本市草津市建設工事等の指名停止等に関する基準に基づく指名停止等の措置を行なうことがある。

(4) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札候補者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(5) 入札書類の無効

ア 草津市契約規則(平成6年草津市規則第10号)第14条の規定に該当する入札は無効とする。

イ 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

ウ 草津市入札心得に違反した入札は無効とする。

(6) その他失格要件

以下の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 資格審査申請書類、技術提案書類等の入札参加者が本入札に関して本市に提出した書類に虚偽の記載がある場合
- イ 著しく信義に反する行為をした場合
- ウ 関係者（技術審査会の委員を含む）に対する工作など不当な活動を行ったと認められる場合
- エ その他、本市が特に指定した事項に違反し、落札者となることに相応しくないと判断した場合

6. 入札の辞退

(1) 入札辞退届の提出

入札参加者は、入札を辞退するときは、「入札辞退届」（第 3-1 号様式）を提出すること。

ア 提出期限

平成●年●月●日（●） 17 時 15 分まで

《持参の場合は、上記期限内の執務時間中とする。》

イ 提出場所

2.(2).エに同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

郵送の場合は、書留郵便で送付すること。

7. 技術提案に係るヒアリングの実施

事前審査に合格した入札参加者を対象として、技術提案書類に対する技術ヒアリングを実施する。

技術ヒアリングは、技術審査会主催とし、技術提案書類を評価するための補完を目的として実施する。

実施方法の詳細は、入札参加者に対し、後日通知する。

8. 落札者の決定方法に関する事項

(1) 技術審査会の設置

本市は、入札参加した者の中から落札候補者を選定するため、技術審査会を設置している。技術審査会は、外部の学識経験者で構成し、専門的見地から中立的かつ客観的に提案内容を評価するものとする。

(2) 選定手順

選定手順及び審査基準等については、落札候補者選定基準書に示す。

(3) 開札

ア 開札日時 平成 26 年●月●日 (●) ●●時●●分

イ 開札場所 草津市役所 ●階 ●●●室

ウ 開札は、入札参加者立会いのうえ実施する。代理人が立ち会う場合は、委任状（第 3-3-2 号様式）を入札書と併せて提出する。委任状の提出がない場合は入札に立ち会うことができない。なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関与しない本市職員を立ち合わせる。また、開札日当日に立会うものが変更となる場合は、委任状（第 3-3-2 号様式）を持参し提出すること。

エ 本市は、入札書の開封時において、入札参加者が提出した入札書の入札金額が予定価格を超えていないか確認し、予定価格を超えた入札書は無効とする。

オ 落札候補者の選定にあたって、入札参加者の評価点数が同点となった場合、抽選により落札候補者を決定する。抽選の方法は、くじとする。この場合、当該入札参加者がくじを引かない場合は、入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせて落札候補者を選定する。

(4) 落札者の決定及び公表

前項の開札結果に基づき、技術審査会の審査、講評を経て、本市は、本工事を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定する。

本市は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。

なお、提案内容の評価結果に対する問合せは受け付けない。

ア 公表日

速報 : 平成●年●月●日 (●) (予定)

審査講評等 : 平成●年●月●日 (●) (予定)

イ 公表場所

本市ホームページにて公表する。ホームページアドレスは次のとおりである。
(ファイルはダウンロード可能。)

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

トップ>●●●>●●●>●●●

9. 契約締結に関する事項

(1) 議会の議決

議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。

(2) 工事契約の不成立時の対応

本市は、落札者と工事契約が成立しないときは、本市と技術審査会の判断により、総合評価点が次に高い者と交渉し、これを落札者とすることがある。

(3) 工事契約を締結するうえでの技術提案書類の取扱い

工事契約を締結するうえで、技術提案書類は、以下の取り扱いとする。

ア 工事契約の締結に当たり、落札者が提出した技術提案書類は契約図書の一部と

する。

イ 落札者が提出した技術提案書類に記載された内容は、落札者に履行義務があるものとする。ただし、本市の判断により履行義務としない場合がある。

ウ 履行義務とする項目は、原則として設計変更等の対象としない。

(4) 契約保証金

落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

(5) 違約金等

落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

10. その他の留意事項

(1) 費用負担

入札参加申し込みに係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

(2) 募集要項の承諾

入札参加者は、技術提案書類及び入札書の提出をもって、募集要項の記載内容を全て異議なく承諾したものとする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

なお、契約手続において使用する言語、単位、通貨単位、時刻も同様とする。

(4) 著作権

技術提案書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、本市が審査結果の公表において必要な場合、本市は、必要な範囲において、事前に入札参加者と協議をしたうえで、公表等を行うことができるものとする。

(5) 特許権等

入札参加者から提出される書類（入札書を含む全て）において、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負うものとする。

(6) 消費税に関する取り扱い

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

(7) 本市が提示する参考資料の取扱い

本市が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(8) 入札の中止、延期など

公正な入札が確保できない、または、できなかつたと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。その場合、入札参加者は損害賠償等は請求できない。

(9) その他

募集要項に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

IV. 対価の支払いに関する事項

1. 設計・施工業務に対する対価

(1) 前金払

草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

(2) 中間前金払

草津市建設工事執行規則により行う。

(3) 部分払

草津市建設工事執行規則により行う。

(4) 各年度支払い限度額

契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）を、次のとおりとする。ただし、前会計年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該年度における支払限度額に加算するものとする。なお、下記支払い限度額は、契約締時に、工事工程等に基づき両者で協議を行い、本市が認めた場合に限り変更する場合がある。

各年度の支払限度額

平成26年度：0円

平成27年度：1億円（前金払いを含む。）

平成28年度：事業費の16.65%（10万円未満切り捨て）

平成29年度：事業費総額から、平成27年度と平成28年度の支払上限額を除いた額